

奥羽大学動物実験委員会規程

（平成4年12月1日）
制 定

（趣旨）

第1条 この規程は、奥羽大学動物実験規程(以下「規程」という。)第5条第2項に基づき、奥羽大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

（委員会の役割）

第2条 委員会は、学長の委任を受け、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の指針及び本規程に対する適合性に関すること
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

（委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院研究科長
- (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する歯学部教員及び薬学部教員各1名
- (3) 実験動物に関して優れた識見を有する歯学部教員及び薬学部教員各1名
- (4) 実験動物管理者
- (5) その他学識経験を有し動物実験に携わらない教員1名
- (6) 奥羽大学動物実験研究施設長

（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

（委員の任期）

第5条 学長は、第3条に掲げる者を委員に任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（議事）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（担当事務）

第7条 委員会に関する事務は学事部が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この規程は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。